

# 健康と衛生

## 健康診査 Health

### ■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕7月3日(月)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成16年12月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っているお子さんの歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488) 1181

### ■3歳児健康診査

〔日時〕7月13日(木)受付時間は午後1時～1時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕平成15年6月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付します。

〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488) 1181

### ■妊婦歯科健診

妊娠中の方(初産婦・経産婦)を対象に、歯科健診を行います。なるべく妊娠中期にお受けください。

〔日時〕6月23日(金)受付時間は午後1時～1時10分(3時30分終了予定)〔会場〕あいとびあセ

## 検診 Health

### ■乳がん・子宮がん検診

左表のとおり実施します。下表の実施医療機関に直接予約・受診してください。

なお、乳がん検診は、視診・触診後、指定日にマンモグラフィを行うセット検診となります。〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488) 1181

### ■BCG接種

〔日時〕7月4日(火)受付時間は午前10時～10時30分〔会場〕あいとびあセンター〔対象〕生後3～6カ月未満の乳児(平成18年1月5日以降の生まれ)〔持ち物〕母子健康手帳・予診票※生後3カ月以上の方で予診票のない方はお問い合わせください。

〔問い合わせ〕健康課 ☎(3488) 1181



## 予防接種 Health

### ■ママ・パパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。楽しく学びながらお友達づくりをしませんか。

〔会場〕あいとびあセンター〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎(3488) 1181へ。

### ■育児学級

5・6カ月児の保育と離乳食(初期)について勉強します。受講中は、赤ちゃんをお預かりします。

〔日時〕7月6日(木)受付時間は午後1時～1時20分(3時30分終了予定)〔会場〕あいとびあセンター〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・赤ちゃんの飲み物など

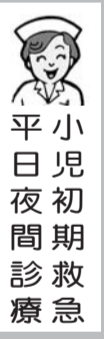
### ■チコリの会(在宅介護者の会)

より明るく介護ができるように、同じ悩みを持つ者や介護に関心のある者が集まって情報交換や勉強会を行っています。参加も欠席も自由で負担のない範囲で活動しています。

介護者もリフレッシュする時間を持って少しでも楽になりませんか。

〔日時〕原則毎月第4火曜日午後2時～4時〔会場〕あいとびあセンター〔申し込み・問い合わせ〕健康課 ☎(3488) 1181へ。

## 教室 Health



小児初期救急  
平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日(当院の休診日は除く)

〔受付時間〕午後7時～9時30分

〔対象〕15歳以下の急病のお子さん

○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診療室」

※事前に電話をしてから受診 ☎(3488) 2061

## 休日診療

〔診療日〕18日・25日

〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

〔会場〕あいとびあセンター

○休日応急診療所 ☎(3488) 9121

○休日歯科応急診療所 ☎(3488) 9171

○休日診療薬局 ☎(3488) 1519



24時間  
医療機関案内

○狛江消防署

☎(3480) 0119

○ひまわり ☎(5272) 0303

インターネット http://www.himawari.m / /www.himawari.m eiro.tokyo.jp/

## 知ってナットク!! 介護保険 ②

適切なサービスで重度化を防止しましょう  
〈介護予防サービスと地域支援事業〉

状態が比較的軽度な方は、サービス計画に沿ってサービスが提供され、生活動作が低下することがある一方、適切にサービスを利用することで、低下を防止することが可能です。

重度化を予防するサービスには、介護認定で要支援1・2と認定されている方が受けられる「介護予防サービス」と、より軽度な方が受けられる「地域支援事業」があります。

「介護予防サービス」は、あいとびあ地域包括支援センター ☎(5438) 3565にお申し込みいただき、そこで作成される介護予防

### 指定管理者制度とは ① 制度の創設

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関する新たな制度です。

多様化・複雑化する市民ニーズに効果的に対応する必要があること、NPOなどの各種団体や民間事業者において十分なサービス提供能力を持つところが増えてきていることなどから、地方自治における規制緩和や市場開放の環境として、平成15年の地方自治法改正により創設されました。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住

民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設をい、文化ホール、スポーツ施設、公園、保育園、児童館、学校、図書館などが代表的なものです。

以前から公の施設の管理運営を、条例の定めに従い、外部へ委託することが可能でしたが、指定管理者制度により、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体など幅広く管理運営を委ね、そのノウハウを有効に活用できるようになりました。

〔問い合わせ〕企画経営室